

第5・6章関係

追記案(1)

《 市民の皆様へ 》

人権問題を解決するには、市民をはじめ地域団体や事業者の皆様が、人権問題を自分自身のこととしてとらえ、社会全体で取り組みを進める必要があります。

一人ひとりがその意義を理解して行動することにより、誰もが安心して生活できる人権が尊重されたまちづくりにつながります。

市は、多様な個性が響きあう、共に生きる社会をめざして、人権を考える機会を継続して提供します。

自分も他の人も大切にす豊かな感性を育み、暮らしの中に活かしていきましょう。

主な取組	取組の主体
<p>自己啓発の機会の充実</p> <p>人権問題を自身の問題、「我が事」として受け止め、考えましょう。地域や職場などで行われる人権研修のほか、行政や人権関係団体等が開催する人権講演会等へ積極的にご参加ください。</p> <p>差別や偏見と向き合う当事者の想いを聴くことは、人権感覚を高め、考え方が変わり、人との関わりや自身の行動が変わるきっかけになるでしょう。</p>	市民の皆様
<p>生活の中での実践</p> <p>誰もが自分らしく生きるためには、「違いがあって当たり前。違うのがふつう」という意識を社会に定着させる必要があります。</p> <p>日常生活の中で、様々な違いに気づき、違いの良さを理解しようとする事、まずはそこから始めてみませんか。</p> <p>違いは強みに変わることを子どもたちに伝えていきましょう。</p>	
<p>当事者とのふれあい</p> <p>差別や偏見は、知らないもの、異質だと思ふものを恐れたり、排除したりしようとする気持ちから始まるのではないのでしょうか。</p> <p>様々な立場の人と出会い、関わりを重ねるうちに、情が通いあい、理解が深まり、互いの個性を大切にしあう関係になっていくでしょう。</p> <p>ボランティア活動や地域のイベントなどがあれば、ちょっとのぞいてみませんか。</p>	

追記案(2)

◀ 地域団体の皆様へ ▶

地域には、様々な支援を必要とする人が生活しており、地域の「支えあいの力」を高めることが求められています。一方で、人間関係の希薄化が進んでいる現状があります。

地域によって実情は異なりますが、めざす姿は誰もが安心して生活できるコミュニティをつくることです。

すべての人の人権が尊重されたまちづくりの推進には、住民同士のコミュニケーションに加え、違いを認め合おうとする風土づくりが欠かせません。

地域の人たちに人権意識を浸透させるために、身近なところで人権課題を考える機会をつくり、取り組みを続けていくことが大切です。

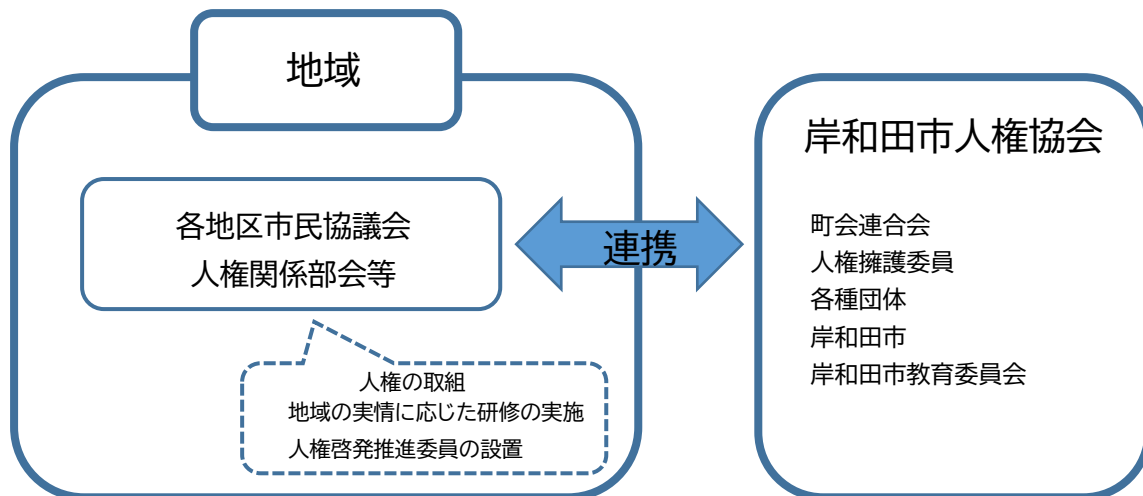
本市には、地域における人権啓発に取り組む組織として、町会連合会や人権擁護委員、各種団体、市及び教育委員会で構成されている「岸和田市人権協会」があります。この協会は、地域における人権に関する取組を推進するために各校区に人権啓発推進委員を設置し、地域での人権啓発活動を担っています。

市及び教育委員会は、協会と協働して様々な活動に取り組みます。

主な取組	取組の主体
<p>啓発活動の取組</p> <p>団体活動をとおして、会員や関係者への働きかけをします。</p> <p>様々な人権問題について、講座等への参加促進や会報誌による啓発など、可能な取組を進めます。</p>	地域団体の皆様
<p>当事者の参加促進</p> <p>地域で「心のバリアフリー」を推進するためには、あらゆる方針決定の場に様々な立場の人が参加し、その想いや意見を聞くことが大切です。</p> <p>防災活動等の地域の取組においては、課題を抱える人々が参加できる仕組みを整え、その意見を反映し、実践していく必要があります。</p> <p>誰もが参加しやすい活動の場づくりに取り組みます。</p>	地域の皆様 地域団体の皆様 地区市民協議会
<p>岸和田市人権協会と地域の連携による人権啓発の促進</p> <p>身近な人権問題をテーマにしたセミナーを校区単位で実施します。</p> <p>また、より多くの人に参加してもらえるように、PR や開催方法、研修形式を工夫します。</p> <p>各校区に人権啓発推進委員を設置し、地域における自主的な人権啓発を推進します。</p>	岸和田市人権協会 地区市民協議会 人権・男女共同参画課

追記箇所(案)…(1) 第5章冒頭共通課題部分

(2) 第6章推進体制部分



地域

各地区市民協議会
人権関係部会等

人権の取組
地域の実情に応じた研修の実施
人権啓発推進委員の設置

連携

岸和田市人権協会

町会連合会
人権擁護委員
各種団体
岸和田市
岸和田市教育委員会